

○石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例施行規則

平成28年9月15日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例（平成28年石岡市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置を避けるべき区域)

第2条 条例第7条に規定する設置を避けるべき区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(事前協議)

第3条 条例第8条に規定する事前協議は、事前協議申出書（様式第1号）に別表第2に掲げる図書を添付して行うものとする。

2 条例第8条第2項に規定する協議結果の通知は、事前協議結果通知書（様式第1号の2）により行うものとする。

(令5規則37・一部改正)

(住民等の理解を得られない理由)

第4条 条例第9条第3項に規定する正当な理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域住民等が事業者の説明又は協議に応じないとき。
- (2) 地域住民等が手續の実施に協力できない理由を明らかにしないとき。
- (3) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

(実施協議)

第5条 条例第10条第1項に規定する実施協議は、別表第4に掲げる事項について行い、実施協議申出書（様式第2号）正副2通に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 事業区域等状況調書（様式第4号）
- (3) 地域住民等説明会報告書（様式第5号）
- (4) 近隣関係者に対する説明報告書（様式第6号）
- (5) 太陽光発電設備設置事業確約書（様式第7号）
- (6) 別表第3に定める図書

2 条例第10条第2項に規定する協議は、実施協議事項変更に伴う協議申出書（様式第8号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

(事業内容等の軽微な変更)

第6条 条例第10条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 事業区域の面積の縮小
- (2) 太陽光発電設備出力規模の縮小
- (3) その他市長が認める軽微な変更

(実施協議終了の通知)

第7条 条例第11条第1項に規定する協議終了の通知は、実施協議終了通知書(様式第9号)により行うものとする。

(工事着手等の届出)

第8条 条例第12条第1項に規定する太陽光発電設備設置事業に係る工事の着手、中止、再開又は完了の届出は、工事(着手・中止・再開・完了)届出書(様式第10号)により行うものとする。

(地位の承継の届出)

第8条の2 条例第12条の2に規定する届出は、速やかに地位承継届出書(様式第10号の2)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の地位承継届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 事業者の地位を承継した者の住民票の写し(事業者の地位を承継した者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (3) 太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(令5規則37・追加)

(標識の設置)

第9条 条例第13条に規定する標識は、前条に規定する工事着手届出後の工事期間にあっては様式第11号により、工事完了届出後の事業期間にあっては様式第12号により設置するものとする。

(適正な設置及び維持管理)

第9条の2 条例第13条の2に規定する太陽光発電設備の適正な維持管理とは、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電設備及び事業区域については、定期的な保守点検を行うとともに、機器の故障等の問題が発生した場合は、速やかに対処すること。
- (2) 第三者が事業区域内に侵入し、事故等が起こらないよう、フェンスの設置等安全対策

を講じること。

(3) 周辺環境に影響を及ぼす状況（太陽光発電設備の破損，騒音，雑草，雨水の流出等）が発生した場合は，速やかに対処するとともに，状況と対処について市及び近隣関係者へ報告すること。

(4) 自然災害（落雷，洪水，台風，積雪，地震等）が発生した場合は，速やかに現地を確認し機器に異常が発生したとき又は太陽光発電設備に起因すると思われる異常が発見されたときは，速やかに対処するとともに，市及び近隣関係者へ報告すること。

（令5規則37・追加）

（身分証明書）

第10条 条例第14条第2項に規定する身分証明書は，身分証明書（様式第13号）によるものとする。

（助言，指導又は勧告）

第11条 条例第15条第1項に規定する助言又は指導は，助言（指導）通知書（様式第14号）により行うものとする。

2 条例第15条第2項に規定する勧告は，勧告書（様式第15号）により行うものとする。

（公表）

第12条 条例第16条第1項に規定する公表は，石岡市公告式条例（平成17年石岡市条例第3号）に定める掲示場における掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（弁明の機会）

第13条 条例第16条第2項に規定する弁明の機会の付与は，弁明の機会の付与通知書（様式第16号）により行うものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は，当該公表に係る弁明をしようとするときは，公表に関する弁明書（様式第17号）により行わなければならない。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月25日規則第34号）

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月1日規則第37号）

この規則は，令和5年9月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

設置を避けるべき区域	根拠法令等
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）
保安林	森林法（昭和26年法律第249号）
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
自然環境保全地域	茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第4号）
重要文化財（建造物） 国指定史跡名勝天然記念物等の指定地 県指定有形文化財（建造物） 県指定史跡名勝天然記念物等の指定地 市指定有形文化財（建造物） 市指定史跡名勝天然記念物等の指定地 周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法（昭和25年法律第214号） 茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号） 石岡市文化財保護条例（平成17年石岡市条例第93号）
国定公園（特別保護地区及び特別地域）	自然公園法（昭和32年法律第161号）
県立自然公園（特別地域）	茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）
先導的な景観形成地区	石岡市景観条例（平成24年石岡市条例第19号）
農業振興地域内の農用地区域 甲種農地 第1種農地	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号） 農地法（昭和27年法律第229号）
地球磁気観測所における観測上の障害を及ぼすおそれのある区域	電気事業法（昭和39年法律第170号） 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）

別表第2（第3条関係）

添付図書	備考
位置図及び案内図	
土地利用計画図	縮尺 1000分の1以上

土地造成計画平面図	縮尺 1000分の1以上
土地造成計画断面図（縦断面図・横断面図）	縮尺 縦1000分の1以上 横1000分の1以上
公図（字限図）	公図（字限図）は、説明に係る範囲、地番及び所有者を記入する。
公共施設との土地境界確認書の写し	
事業区域内の土地の登記事項証明書	
その他市長が必要と認める図書	

別表第3（第5条関係）

図書の種類	備考
位置図及び案内図	
土地利用計画図	縮尺 1000分の1以上
土地造成計画平面図	縮尺 1000分の1以上
土地造成計画断面図（縦断面図・横断面図）	縮尺 縦1000分の1以上 横1000分の1以上
排水施設構造図	排水施設を設置する場合に添付
工作物設計図	平面図、立面図及び断面図
公図（字限図）	公図（字限図）は、説明に係る範囲、地番及び所有者を記入する。
公共施設との土地境界確認書の写し	
排水に係る放流承諾書	必要に応じて添付
事業区域内の土地の登記事項証明書	
工事施工方法書（計画書）	作業方法及び工法を示した図書
工事实施体制表	施主、工事施工者、保守管理者等を示した図書
関係法令等による許認可等を受けている場合は、その許可書等の写し	
その他市長が必要と認める図書	

別表第4（第5条関係）

（令4規則34・一部改正）

実施協議項目	担当部署
土砂災害対策に関すること。	防災危機管理課

公有財産に関すること。	管財課
自然環境に関すること。 騒音及び振動に関すること。 廃棄物、土壌汚染及び水質汚染に関すること。 希少野生動植物に関すること。 環境影響評価に関すること。 再生エネルギー施策に関すること。	生活環境課
森林法に関すること。 農業振興地域に関すること。	農政課
法定外公共物の管理に関すること。 市道の管理に関すること。	道路建設課
景観に関すること。 建築物及び工作物に関すること。	建築住宅指導課
文化財の保護に関すること。	教育委員会文化振興課
農地転用に関すること。	農業委員会
消防法（昭和23年法律第186号）及び石岡市火災予防条例（平成17年石岡市条例第173号）に関すること。	消防本部

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

石 岡 市 長 宛

事業者 住所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

事前協議申出書

石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例第8条の規定により、下記の事業について事前協議します。

記

事業名	
事業区域の所在地	石岡市
事業区域の面積	m ²
工事施工者の住所氏名	住所 氏名
想定発電出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
その他必要な事項	

備考 「その他必要な事項」の欄には、事業を行う際に、他法令等による許可、認可等を要する場合には、その手續の進捗状況を記載すること。

様式第1号の2(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

事前協議結果通知書

石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例第8条第2項の規定により、下記の事業について協議結果を通知します。

記

事業名	
事業区域の所在地	
太陽光発電設備の出力	kw
協議結果	

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

石 岡 市 長 宛

事業者 住所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

実施協議申出書

石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例第10条第1項の規定により、下記の事業について実施協議します。

記

事業名	
事業区域の所在地	石岡市
事業区域の面積	m ²
工事施工者住所氏名	住所 氏名
想定発電出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
事前協議実施日	年 月 日

様式第3号（第5条関係）

事業計画書

事業名	
事業者住所	
事業者氏名	
設計者名	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
太陽光発電設備の高さ	m
想定発電出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
雨水放流先名	
接続道路名及び幅員	
消防設備	
都市計画区域	都市計画区域 内・外 地域
関係法令等	

様式第4号（第5条関係）

事業区域等状況調書

1 事業区域内

事業名	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
事業区域の現況（地目）	うち森林 有・無 森林計画区（該当・非該当） 保安林の指定 有・無
	うち農地 有・無（田，畑，樹園地，採草地，耕作放棄地）
湧水	有・無 利用状況（ ）
井戸	有・無 利用状況（ ）
温泉源	有・無 利用状況（ ）
用水路 水利名・管理組合等名	有・無 名称（ ） 利用状況（ ）
排水路 水利名・管理組合等名	有・無 名称（ ） 利用状況（ ）
河川 河川管理者名	有・無 河川名（ ） 河川管理者名（ ）

2 事業区域周辺

事業区域周辺の森林	有・無 森林計画区（該当・非該当） 保安林の指定 有・無
事業区域周辺の農地	有・無（田 畑 樹園地 採草地 耕作放棄地）

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

石 岡 市 長 宛

事業者 住所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

地域住民等説明会報告書

地域住民等説明会を開催したので、次のとおり報告します。

事業名
事業区域の所在地
開催日時 年 月 日（ 回目） 時 分 開催場所 説明者 参加者
説明会の状況（内容）
区，自治会等の意見，要望等の内容
区，自治会等の意見，要望等に対する事業者からの回答の内容

上記報告については、説明会の内容と相違ありません。

年 月 日

石 岡 市 長 宛

区，自治会等名

代表者 住所

氏名

電話番号

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

石 岡 市 長 宛

事業者 住所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

近隣関係者に対する説明報告書

近隣関係者に対する説明を行ったので、次のとおり報告します。

事業名
事業区域の所在地
説明を行った日時 年 月 日（ 回目） 時 分 説明を行った場所 説明者 参加者
説明の状況（内容）
近隣関係者の意見，要望等の内容
近隣関係者の意見，要望等に対する事業者からの回答の内容

上記報告については、事実と相違ありません。

年 月 日

石 岡 市 長 宛

近隣関係者 住所

氏名

電話番号

様式第7号（第5条関係）

年 月 日

石 岡 市 長 宛

事業者 住所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

太陽光発電設備設置事業確約書

太陽光発電設備設置事業を施行するに当たり、工事施工中及び工事完了後においても下記に掲げる事項を遵守し、適切に管理していくことを確約します。

記

1 事業内容

事業名	
事業区域の所在地	
太陽光発電設備の出力	kW
事業区域の面積	m ²
太陽光発電設備の高さ	m

2 確約内容

- 1 住民等との協調及び連携を図るとともに、地域の環境保全に対し十分配慮します。
- 2 事業区域の雑草等により隣接の土地に被害を与えないよう対処します。
- 3 事業によって住民等に被害が及ぶ場合は、事業者及び地域住民等間において誠意をもって解決します。
- 4 発電中止又は発電終了時には、事業者の負担と責任において太陽光発電設備の全部を撤去し、原状回復に努めます。
- 5 太陽光発電設備を第三者に転売又は譲渡した場合、当該確約を当方が転売又は譲渡する相手側に責任をもって承継します。

様式第8号（第5条関係）

年 月 日

石 岡 市 長 宛

事業者 住所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

実施協議事項変更に伴う協議申出書

石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例第10条第2項の規定により、下記のとおり実施協議の内容に係る変更について関係図書を添えて協議します。

記

事業名		
事業区域の所在地		
太陽光発電設備の出力	kW	
設計，施工方法等に 係る変更箇所	変更前	変更後

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

実施協議終了通知書

石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例第11条第1項の規定により、下記の事業について協議が終了しましたので通知します。

記

事業名	
事業区域の所在地	
太陽光発電設備の出力	kW

市の意見

--

様式第10号（第8条関係）

年 月 日

石 岡 市 長 宛

事業者 住所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

工事（着手・中止・再開・完了）届出書

石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例第12条の規定により、工事の（着手・中止・再開・完了）について届け出ます。

記

事業名	
事業区域の所在地	
太陽光発電設備の出力	kW
工事の中止（再開）の理由	

添付書類

- 1 工事を着手又は再開する場合 工事工程表
- 2 工事を中止又は完了する場合 工事写真（施工前，施工中及び施工後）

様式第10号の2(第8条の2関係)

年 月 日

石 岡 市 長 宛

事業者 住所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

地 位 承 継 届 出 書

石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例第12条の2の規定により、太陽光発電設備設置に係る事業者の地位の承継について、下記のとおり届け出ます。

記

事業区域の所在地	石岡市		
総発電出力	kW		
事業者	区 分	承継前	承継後
	住所(所在地)		
	氏 名 (名称及び代表者氏名)		
	電 話 番 号		
保守点検業者	住所(所在地)		
	氏 名 (名称及び代表者氏名)		
	電 話 番 号		
地位承継理由			
地位承継年月日	年	月	日

※ 添付書類

- (1) 事業者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 事業者の地位を承継した者の住民票の写し(事業者の地位を承継した者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (3) 太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第11号(第9条関係)

工事着手届出後の工事期間に設置する標識

石岡市太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例に基づく標識		
発電設備の名称		
設備ID ※固定価格買取制度の設備ID。制度対象外などIDがない場合「なし」と記載。		
許可の概要	許可番号	
	許可年月日	
	事業区域	所在地
		面積
	発電出力	
	工事期間	
	事業期間	
許可を受けた 発電事業者名	氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)	
	所在地	
	連絡先	
工事施工者名	氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)	
	所在地	
	連絡先	
緊急時の連絡先	氏名 (法人の場合は名称、所属及び氏名)	
	連絡先	

規格 縦 25センチメートル以上

横 35センチメートル以上

様式第12号(第9条関係)

工事完了届出後の事業期間に設置する標識

石岡市太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例に基づく標識		
発 電 設 備 の 名 称		
設 備 I D ※固定価格買取制度の設備ID。制度対象外などIDがない場合「なし」と記載。		
許 可 の 概 要	許 可 番 号	
	許 可 年 月 日	
	事 業 区 域	所 在 地
		面 積
	発 電 出 力	
	運 転 開 始 年 月 日	
	事 業 期 間	
許 可 を 受 け た 発 電 事 業 者 名	氏 名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)	
	所 在 地	
	連 絡 先	
保 守 点 検 責 任 者 名	氏 名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)	
	所 在 地	
	連 絡 先	
緊 急 時 の 連 絡 先	氏 名 (法人の場合は名称、所属及び氏名)	
	連 絡 先	

規格 縦 25センチメートル以上

横 35センチメートル以上

様式第13号（第10条関係）

（表面）

第 号

所属
職氏名

身 分 証 明 書

この証明書を携帯するものは、石岡市太陽光発電設備設置事業の
手続に関する条例（平成28年石岡市条例第 号）第14条第1項に規
定する立入調査を行う職員である。

年 月 日交付

石岡市長

印

（裏面）

石岡市太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例（抜粋）

様式第14号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

助言（指導）通知書

石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例第15条第1項の規定により、助言（指導）するため、下記のとおり通知します。

記

事業名	
事業区域の所在地	
太陽光発電設備の出力	kW
助言（指導）の内容	

様式第15号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

勸 告 書

石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう勸告します。

記

事業名	
事業区域の所在地	
太陽光発電設備の出力	kW
勸告事項	
措置の実施期限 年 月 日まで	

様式第16号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

弁明の機会の付与通知書

あなたが施行しようとする事業については、年 月 日付第 号の
勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、いまだに改善が認められないことか
ら、石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例第16条第1項の規定により、
その旨を公表することを予定しています。

つきましては、同条第2項の規定により弁明の機会の付与しますので通知します。

なお、提出期限までに弁明書が提出されない場合は、下記のとおり公表を予定す
る事項を公表することになります。

記

1 公表を予定する事項

氏名及び住所	
公表の原因となった 事業の内容	
指導、助言又は勧告 に至る経過	
公表の時期	年 月 日
公表の方法	石岡市公告式条例（平成17年石岡市条例第3号）に定め る掲示場への掲示

2 弁明の機会の付与に関する事項

弁明書の提出期限	年 月 日
提出先	

様式第17号（第13条関係）

年 月 日

石 岡 市 長 宛

事業者 住所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

公表に関する弁明書

石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例第16条第2項の規定により、下記のとおり弁明します。

記

事業名	
事業区域の所在地	
太陽光発電設備の出力	kW
公表の原因となった事業についての弁明	
その他当該事案の内容についての弁明	

備考 弁明書を提出する場合は、証拠書類等を提出することができます。

様式第1号（第3条関係）
（令5規則37・全改）
様式第1号の2（第3条関係）
（令5規則37・追加）
様式第2号（第5条関係）
（令5規則37・全改）
様式第3号（第5条関係）
様式第4号（第5条関係）
様式第5号（第5条関係）
（令5規則37・一部改正）
様式第6号（第5条関係）
（令5規則37・一部改正）
様式第7号（第5条関係）
（令5規則37・一部改正）
様式第8号（第5条関係）
（令5規則37・一部改正）
様式第9号（第7条関係）
様式第10号（第8条関係）
（令5規則37・一部改正）
様式第10号の2（第8条の2関係）
（令5規則37・追加）
様式第11号（第9条関係）
（令4規則34・全改）
様式第12号（第9条関係）
（令4規則34・全改）
様式第13号（第10条関係）
様式第14号（第11条関係）
様式第15号（第11条関係）
様式第16号（第13条関係）
様式第17号（第13条関係）
（令5規則37・一部改正）

